

## 「旅々やまぐち割プラス」 登録宿泊施設（住宅宿泊事業評適用の民泊事業者）に関する概要

### 1. 「旅々やまぐち割プラス」の概要

#### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ県内の観光関連産業の維持及び持続的な需要回復を図るため、全国からの旅行需要及び旅行消費を喚起する山口県における全国旅行支援「旅々やまぐち割プラス」を実施いたします。

※ 新型コロナウイルスの感染状況（緊急事態措置やまん延防止等）により事業を一時停止する場合があります。

#### (2) 実施主体

一般社団法人山口県観光連盟

#### (3) 概要

コロナ禍で落ち込んだ観光需要を喚起するため、本県への宿泊・旅行商品の販売補助を実施。

○補助額（1人1泊あたり）

販売補助率	補助上限額		地域限定クーポン
旅行代金の 20%	貸切バスを利用した宿泊を伴う 団体旅行		
	交通付き	日帰り	
	5,000 円	3,000 円	

※ 詳細につきましては、公式ホームページ掲載のマニュアルをご参照ください。  
なお、マニュアルは随時更新します。

### ■宿泊補助額

- ① 補助率 最大20%  
ただし、次の上限を超える場合は、上限額までの補助となります。  
《上限額》  
(1)貸切バスを利用した宿泊を伴う団体旅行商品（交通付き）  
1人1泊あたり5,000円  
(2)貸切バスを利用した日帰りの団体旅行商品  
1人1泊あたり3,000円
- ② 対象者 日本国内に居住する旅行者
- ③ 登録事業者等 参加登録する旅行者（OTA含む）及び旅行者代理業者（以下、「登録旅行会社」という）。  
又は山口県内の宿泊施設（以下「登録宿泊施設」という）。
- ④ 対象旅行 登録旅行会社が販売する主に山口県内にて実施される以下の旅行  
※申込方法は、登録旅行会社での予約が対象です。  
支払い方法は、登録旅行会社での事前決済が対象です。

○ 目的地が山口県内の「登録宿泊施設」への宿泊旅行

<対象旅行形態>

貸切バスを利用した団体旅行

- ・ 募集型企画旅行
- ・ 受注型企画旅行(一般団体・教育団体)【修学旅行は対象外】
- ・ 手配旅行

※「旅々やまぐち割プラスクーポン」の発行における、宿泊施設での発行作業はありません。

⑤ 対象期間

○ 宿泊を伴う旅行

令和5年7月22日(土)～令和5年10月30日(月)宿泊分(10月31日(火)チェックアウト)まで。

※7月15日～7月21日は事業対象外期間

※対象期間内でも予算に達し次第終了とします。

⑥ 利用制限等

○ 旅行期間によらず7泊分までとします。

(連泊か否かを問わずひとつの旅程において7泊分まで)

○ 複数回利用可能です。(1人あたりの利用回数制限はありません。)

○ その他割引と併用可能です。

※ただし各種割引適用後に本補助を適用します。

○ キャンセル料の支払いは補助対象外です。

○ 公費を利用した出張(公務員の出張・引率教員)は対象外です。

■旅々やまぐち割プラスクーポン

① 利用可能場所

山口県内の「旅々やまぐち割プラスクーポン登録店」として登録する店舗。

※土産物店や飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ及び交通関連事業者等を含みます。

② 対象期間

宿泊旅行補助に準じます。

③ 配布方法

旅行事業者が配布します。

※登録宿泊施設でのクーポン発行は出来ませんのでご注意ください。

④ 有効期間

チェックイン日からチェックアウト日まで使用可能です。

※期間内に使用しなかったものは権利放棄扱いとなります。

⑤ 使用制限等

○ クーポンと現金の交換はできません。

○ クーポンは商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。

○ アプリ「旅々やまぐち割プラス」にクーポンをチャージされた場合、クーポン用紙へチャージ額を戻すことはできません。

また、クーポン用紙を用いてクーポンを使用された場合でも、残額についてはアプリ「旅々やまぐち割プラス」にチャージすることが可能です。

○ クーポンによる支払いで不足する分は現金等でお支払いください。

○ 使用済みのクーポンは再度使用することはできません。

- 1人あたりの使用制限はありません。
- クーポンを利用して購入した商品（サービス）を返品する際の返金はありません。
- 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止します。
- その他割引との併用可能です。  
※ただし各種割引適用後に本クーポンを適用します。
- クーポンの払戻しや交換、再発行はできません。
- クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、山口県観光連盟及び事務局は責任を負いません。  
また、クーポン券の盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合があります。
- 旅行取消や日数短縮によりクーポン配布額が減少する場合は、遅延なくクーポンを返還し、返還ができない場合は現金にて返金が必要です。
- アプリ「旅々やまぐち割プラス」へのクーポンのチャージは、クーポン用紙に記載されている金額の全額でしか行えず、一部金額のみチャージを行うことはできません。

**■県内の新型コロナウイルスの感染状況（緊急事態措置やまん延防止等）により知事が判断し、「旅々やまぐち割プラス」を一時停止した場合の取扱い**

- 事業一時停止の翌日から起算して7日間は周知期間（猶予期間）とし、既にご予約済みの旅行に関しては補助等の対象となります。
- 事業一時停止の翌日から起算して8日目以降のご予約済みの旅行に関しては補助等の対象外となります。  
その場合、補助予定額の差額をお客様にご負担いただきます。
- 事業一時停止となった翌日以降の新規ご予約に関しては補助等の対象外となります。
- 旅々やまぐち割プラスクーポンは発行施設に返還いただきます。返還できないときは負担いただきます。
- 事業休止に伴うキャンセル料等に対して、山口県観光連盟及び事務局からの補填はありません。
- トラブル防止の為、上記の件をお客様に事前に説明し、了承をいただいでください。

## 2. 登録宿泊施設（住宅宿泊事業法適用の民泊事業者）

### （1）条件

以下のすべてを満たす宿泊施設であること。

- ① 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により山口県知事の許可を受けた宿泊施設又は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした施設であること。
- ② 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定される施設ではないこと。
- ③ 「山口県暴力団排除条例」（平成22年山口県条例第37号）を遵守すること。
- ④ 営業の有無に関わらず必ず連絡可能な電話番号を2つ以上登録すること。
- ⑤ チェックイン・チェックアウト時のお客様への対応計画書を提出すること。

- ⑥ 登録旅行会社が本事業に関する実績提供を求める場合は、それに応じること。
  - ⑦ 旅々やまぐち割プラス公式ホームページ上に宿泊施設名、所在地等の公開に同意すること。
  - ⑧ 山口県観光連盟が必要と判断した場合に、参加申請書に記載した情報について山口県の関係部署、事業所所在地の市町及び警察に提供することについて同意すること。
  - ⑨ その他関係法令や公序良俗に反しないこと。
- ※ 上記内容に反する場合、登録を取消すことがあります。また、万一虚偽の報告等の悪質な事例が発生した場合は、法的措置を執らせていただく場合があります。

## (2) 留意事項

- ① 宿泊旅行の対象期間は、令和5年7月22日(土)～令和5年10月30日(月)宿泊分(10月31日(火)チェックアウト)までです。
- ② 事業予算枠の上限に達した場合は、旅々やまぐち割プラス対象期間中であっても補助の適用は終了となります。
- ③ クーポンの有効期間は、チェックイン日からチェックアウト日までです。期間内に利用しなかったものは権利放棄扱いとなります。
- ④ 本事業に係る証拠書類等は、国及び県の監査対象となる可能性があることから、**事業終了から5年間(2028年・事業終了日に準ずる)各登録宿泊施設**で保管してください。
- ⑤ 本事業を推進する際に不明な点や、判断に迷うことがある際には、事前に事務局に相談してください。
- ⑥ 精算申請・換金申請は、**クーポン登録店舗に限り**行うことができ、それ以外の個人・団体からの精算申請・換金申請には応じません。
- ⑦ 山口県内の感染状況等を踏まえて事業の一時停止を知事が判断した場合、山口県の当該区域から出発する旅行については、原則として、引き続き補助金等事業の対象とすることとします。

但し、当該都道府県の区域が緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域と公示された場合、全事業を一時停止します。加えて、都道府県の感染状況が相当程度悪化していると国が判断する場合には、当該都道府県の全部又は一部の居住者による旅行について、目的地の都道府県において、補助金等事業の対象から除外します。

事業が一時停止となった場合、全ての旅行(一時停止となった翌日から起算して8日目以降のご予約済みの旅行予約及び既に申込・精算済の旅行)に対して、旅々やまぐち割プラスは適用外となります。

また、山口県観光連盟(及び事務局)からのキャンセル料等の補填はありません。その場合は、直ちにクーポンの利用を停止します。

注：各対象都道府県の感染状況により、支援対象開始となる範囲や時期が異なります。  
詳しくは事務局からのお知らせ・公式ホームページをご確認ください。

### 【補助適用と精算申請時の流れおよび必要書類】

**※各種報告、精算申請は前月分を翌月の報告締切日までに必ず報告してください。**

**※精算申請は指定の宅配伝票を使用し旅々やまぐち割プラス事務局へ提出してください。**  
(指定の宅配伝票は事前に配布します。送料は事務局が負担します。)

### 3. 参加申請方法

本事業への参加（登録宿泊施設への登録）を希望される宿泊施設様は、以下の書類をメール添付または郵送にて提出してください。  
確認書受理後の結果は審査完了後メール又は FAX で通知します。

#### < 提出書類 >

- (1) 「旅々やまぐち割プラス」登録宿泊施設参加申請書
- (2) 旅館業営業許可証の写し
- (3) 口座番号を確認できる書類  
(通帳の表紙と通帳を開いた最初のページのコピー)

#### 申請書提出先

〒754-0042  
山口県山口市小郡長谷1丁目3-15 小郡第6ビル2階  
旅々やまぐち割プラス事務局 宛

#### 登録宿泊施設お問合せ先

旅々やまぐち割プラス事務局（宿泊直販チーム）  
FAX : 083-973-3371  
E-mail : y\_tabitabiplus\_002@35.tripwari.jp

※電話でのお問合せ対応は行っておりません。FAX 又はメールでお問合せください。

### 4. 参画期間延長後のスケジュール

- ・ 宿泊施設からの参画期間延長の意思決定
- ・ 必要書類（マニュアル等）発送
- ・ 公式ホームページ登録作業～公開
- ・ 登録宿泊施設での受付開始

（所要日数）

7～10 営業日